

平成31年度
芦屋市立潮芦屋交流センター
指定管理者年度協定書

芦 屋 市

平成31年度芦屋市立潮芦屋交流センターの管理に関する年度協定書

芦屋市（以下「甲」という。）とNPO法人芦屋市国際交流協会（以下「乙」という。）とは、平成31年4月1日付けで締結した芦屋市立潮芦屋交流センター（以下「潮芦屋交流センター」という。）の管理運営に関する基本協定書に基づき、次のとおり年度協定を締結する。

（協定の期間）

第1条 この協定の期間は、平成31年4月1日から平成32年3月31日までとする。

（指定管理料）

第2条 前条に定める期間の潮芦屋交流センターの指定管理料は、金19,100,000円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）とする。

2 基本協定における管理運営業務仕様書に定める業務に変更がある場合は、甲乙協議の上、指定管理料の額を変更することができる。

（指定管理料の支払時期）

第3条 指定管理料（消費税及び地方消費税相当額を含む。）は、乙の請求に基づき、適法な請求書受領後30日以内に以下のとおり支払うものとする。

- | | | | | |
|-----|-------|-------|-----|------------|
| (1) | 第1四半期 | 平成31年 | 5月 | 4,731,193円 |
| (2) | 第2四半期 | 平成31年 | 7月 | 4,731,193円 |
| (3) | 第3四半期 | 平成31年 | 10月 | 4,818,807円 |
| (4) | 第4四半期 | 平成32年 | 1月 | 4,818,807円 |

（施設の維持補修等）

第4条 施設の維持補修のうち、1件30万円未満の案件については、補修発注時に甲に補修の連絡をするとともに、補修後速やかに報告すること。30万円以上の維持補修及び備品の取得等については、甲乙協議の上、行うものとする。

（疑義の決定）

第5条 この年度協定に関して、疑義が生じたとき又は定めのない事項については、甲乙協議して定めるものとする。

この年度協定の締結を証するため本書2通を作成し、甲乙が記名押印の上、各自1通を保有する。

平成 31 年 4 月 1 日

甲 芦屋市精道町7番6号
芦屋市
芦屋市長 山 中 健

乙 芦屋市大原町2番6-203号
NPO法人芦屋市国際交流協会
会 長 戸 田 敬 二